

令和8年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】 1人1月当たりの住宅 の利益の額（畳一畳に つき）	【R8.10.1から】 1人1月当たりの 住宅の利益の額 （総面積1平方 メートルにつき）	その他の 報酬等
	1人1月当た りの食事の額	1人1日当た りの食事の額	1人1日当た りの朝食のみ の額	1人1日当た りの昼食のみ の額	1人1日当た りの夕食のみ の額			
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価 自 社 製 品 通 勤 定 期 券 な ど
2 青 森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩 手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮 城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋 田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山 形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福 島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨 城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃 木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群 馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼 玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千 葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東 京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神 奈 川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新 潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富 山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石 川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福 井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山 梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長 野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐 阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静 岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛 知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三 重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋 賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京 都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大 阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵 庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈 良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和 歌 山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥 取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島 根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡 山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広 島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山 口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳 島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香 川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛 媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高 知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福 岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐 賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長 崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊 本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大 分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮 崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿 児 島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖 縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。

現物給与の価額 Q&A

— 現物給与に関するよくある質問をまとめました —

Q1：現物給与とはどのようなものか？

A：給与は、金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（社宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給するものを現物給与といいます。
現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。

Q2：このたびの現物給与価額の改正は、どこが変更になったのか？

A：すべての都道府県において、食事の現物給与価額は令和8年4月1日から、住宅の現物給与価額は令和8年10月1日から変更になります。なお、住宅については、居住面積1畳当たりの価額から総面積1㎡当たりの価額に変更になります。

Q3：現物給与価額の改正は、固定的賃金の変動に該当するのか？

A：「**固定的賃金の変動**」※ に該当します。
（「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください）

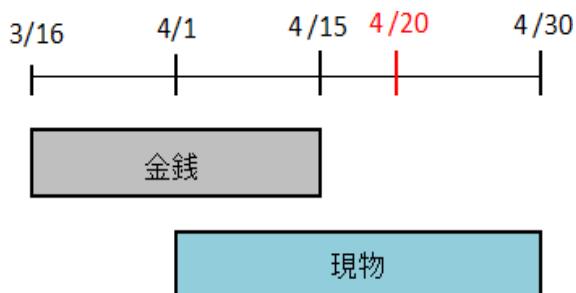
※「固定的賃金の変動」とは…

昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合をいいます。

Q4：このたび改正された価額は、4月1日から適用するとされているが、4月の給与の締め日が月の途中だった場合、現物給与価額はどのように計算するのか？

A：現物給与（食事、住宅等）については、給与の締め日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

【例】 4月分給与（15日締め、当月20日支払）



・現物給与（食事、住宅等）は、給与の締めにかかわらず、4月1日～4月30日の1カ月分として計算し、4月20日の給与（金銭）と合算します。

Q5：勤務地がA県にあり、社宅がB県にある場合、現物給与価額はどちらの県の価額により計算するのか？

A：勤務地であるA県による価額で計算します。

被保険者の人事、労務および給与の管理がなされている事業所が所在する地域の価額により算定することになるため、A県の価額となります。

（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合は「Q6」をご参照ください）

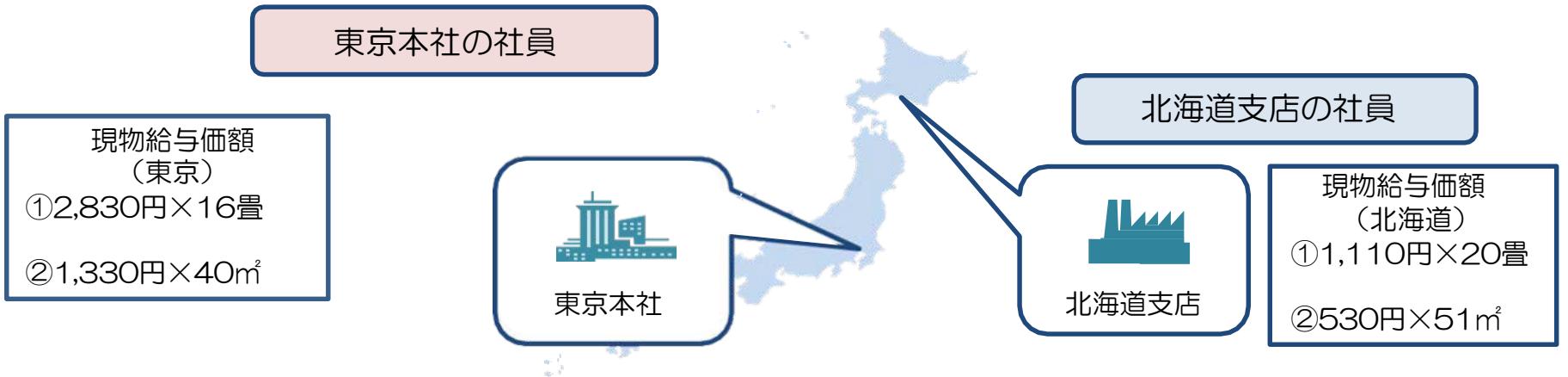
Q6：本社と支店等が合わせて1つの適用事業所となっている場合（本社で人事・労務・給与をまとめて管理している場合）は、本社または支店等のどちらの地域の価額で計算するのか？

A：それぞれの勤務地による価額で計算します。

通常、被保険者の人事、労務および給与の管理をしている事業所が所在する地域の価額により算定することとなりますが、現物給与の価額は本来、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、本社・支店等それぞれが所在する地域の価額により計算します。

なお、派遣労働者の場合については、実際の勤務地（派遣先の事業所）ではなく、派遣元の事業所が所在する都道府県の価額で計算します。

【例】東京本社において北海道支店を管理している（東京本社において健康保険・厚生年金保険に加入している）場合
・本社、支店における住宅による現物給与（①R8.9.30まで、②R8.10.1から＊居室部分の畳数と総面積は、令和5年住宅・土地統計調査を参考にした数字を用いている）



Q7：住宅の現物給与価額は1カ月当たりの価額が示されているが、月途中の入居の場合でも、1カ月分の価額により計算するのか？

A：月途中から入居した場合であれば、日割計算を行います。

（計算方法）
1カ月相当の現物給与価額 × $\frac{\text{入居日以降の日数}}{\text{その月の総日数}}$ （1円未満の端数は切り捨て）

社宅入居日が4月11日（居室部分16畳、総面積40㎡）の場合の現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）

【R8.9.30まで】 2,830円（畳1畳につき）× 16畳 = 45,280円
 $45,280円 \times \frac{20日（入居日以降の日数）}{30日（4月の日数）} = 30,186.66円 \div 30,186円$

【R8.10.1から】
 1,330円（総面積1平方メートルにつき）× 40㎡ = 53,200円
 $53,200円 \times \frac{20日（入居日以降の日数）}{30日（4月の日数）} = 35,466.666円 \div 35,466円$

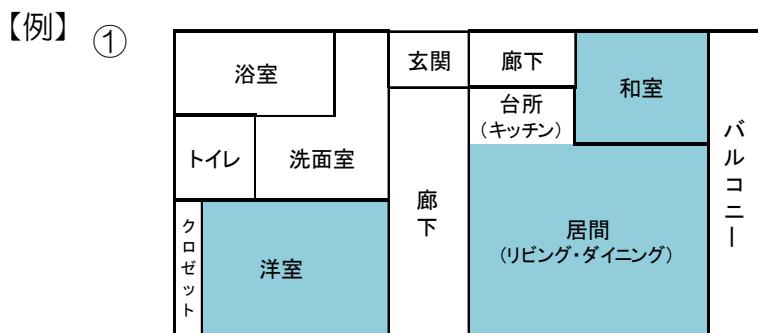
Q8：住宅による現物給与の場合、台所・トイレ・浴室・廊下を含めた広さで計算するのか？

A：令和8年9月30日までは含めずに計算し、令和8年10月1日からは含めて計算します。

【①R8.9.30まで】

価額の計算にあたっては、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします。玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下、農家の土間などの居住用ではない室は含めません。また、店、事務室、旅館の客室などの営業用の室も含めません。

【②R8.10.1から】 価額の計算にあたっては、居住する住宅の床面積の合計（総面積）を対象とします。ただし、別棟の物置・車庫の面積や共同で使用している部分の面積は除きます。



の部分が対象となります。



の部分が対象となります。

Q9：住宅による現物給与で、㎡で表示されている場合、どのように計算するのか？

A：令和8年9月30日までは1畳あたり1.65㎡に換算して計算します。

居住室部分16畳（26.4㎡）、総面積40㎡の現物給与価額の計算方法（東京に所在する事業所の場合）

【R8.9.30まで】

$26.4\text{㎡} \div 1.65\text{㎡} \times 2,830\text{円} (\text{畳}1\text{畳につき}) = 45,280\text{円}$

【R8.10.1から】

$40\text{㎡} \times 1,330\text{円} (\text{総面積}1\text{平方メートルにつき}) = \underline{53,200\text{円}}$

*1円未満に端数が出た場合は切り捨て

Q10：食事の現物給与価額について、給与から食事代を徴収（負担）している場合は、どのように計算するのか？

A：食事代の徴収（負担）額により、以下の①、②のパターンで計算します。

【パターン①】現物給与価額の3分の2未満の価額を食事代として徴収（負担）している場合



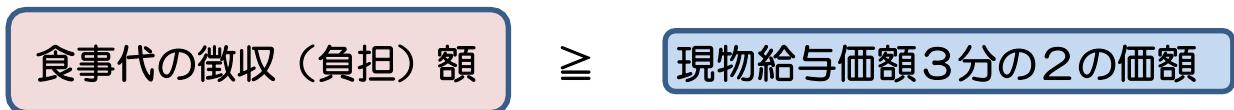
現物給与の価額から徴収（負担）額を引いた価額が現物給与価額となります。

- 【例】 ・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 10,000円（A）
- ・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 25,500円（B）
- ・現物給与価額3分の2の価額（ $B \times 2/3$ ）…………… 17,000円

※食事代の徴収（負担）額（10,000円）は、現物給与価額の2/3（17,000円）よりも小さい

●現物給与価額（ $B - A$ ） = 15,500円

【パターン②】現物給与価額の3分の2以上の価額を食事代として徴収（負担）している場合



現物による食事の供与はないものとして取り扱います。

- 【例】 ・1カ月当たりの食事代の徴収（負担）額…………… 17,000円（A）
- ・1カ月当たりの現物給与価額（東京に所在する事業所の場合）…… 25,500円（B）
- ・現物給与価額3分の2の価額（ $B \times 2/3$ ）…………… 17,000円

※食事代の徴収（負担）額（17,000円）は、現物給与価額の2/3（17,000円）と同額

●現物給与価額 = 0円

※住宅の家賃等を徴収（負担）している場合は、上記の取り扱いではなく、現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。